

西粟倉村新型コロナウイルス感染症対策飲食店事業者等応援金 対象判定フロー

村内に法人格を有する法人、または村内に住民票を置く個人事業主

※地域おこし協力隊員である者、事業以外の収入
(年金収入や不動産収入等) が主となる事業者は対象外。

ア. の事業者

飲食店営業許可を有すること

村内の店舗で、対面による食事の
提供を行う飲食店であること

- ①テーブル、カウンター等の設置
- ②居住部と店舗部の区分け
- ③営業時間等の明示

イ. の事業者

左記ア. の事業者に食品等の卸売り
をしている事業者

※アである事業者への卸売りを要件
とし、卸売先が給付対象であるか否
かは問わない

農業を主たる収入としていないこと

コロナ発生以前の年間事業収入の月割額が、下記を満たすこと

法人	50万円以上	個人事業主	10万円以上
----	--------	-------	--------

- ① 緊急事態宣言が発令された令和3年5月～6月（又は8～9月）までの
売上高の月平均額を算定
- ② 2019年度に該当する事業年度（コロナ禍の前）の売上高の月平均額を
算定
- ③ ①÷②の売上減少が2割以上となること

【給付額】 法人：30万円、個人：10万円

《新規開業（新規事業）等による売り上げ要件の特例》

・新規開業であるため令和元年度時点の売り上げが存在しない飲食店事業者（令和2年1月以降に新規に開業した事業者）については、上記売上要件の②を以下のとおり取り扱う。

- ・令和2年1月以降（コロナ発生）から申請時点までの売り上げの月平均額が法人の場合30万円以上、個人事業主の場合月平均10万円以上であること。